

社会福祉法人あゆみ会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あゆみ会（以下「当法人」という）定款第9条及び24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、次の各号に係る業務について支給することができるものとする。ただし、施設長等の現に施設職員としての給与を得ている職員が役員等の場合は支給しない。

- (1) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査業務
- (3) 理事、監事の行政監査立会業務

(役員等報酬の額)

第3条 前条の役員等報酬は、次の表に定める額とする。

区 分		報 酬
(1)	・ 理事会への出席 ・ 評議員会への出席 ・ 評議員選任・解任委員会への出席	1日 5,000円
(2)	・ 監事による定期又は臨時監査業務	1日 16,000円 ※時間単価を2,000円とし、 1日の限度額を16,000円とする。
(3)	・ 理事、監事の行政監査立会	1日 10,000円 半日 5,000円

- 2 この法人の全理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 3 この法人の全監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。
- 4 この法人の全評議員の報酬総額は、定款第9条に定める額以内とする。

(出張旅費)

第4条 役員等が、研修会への参加及び他の施設の視察業務等、職務のために出張をしたときは、社会福祉法人あゆみ会旅費規程に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(改 廃)

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成25年5月27日より一部改正し施行する。

この規程は、平成29年1月7日より一部改正し、平成29年1月8日より施行する。

この規程は、平成29年6月2日より一部改正し、平成29年6月23日より施行する。